

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5 年 3 月 31 日

団体名	(公社) 長崎県建設技術研究センター			定款等に定める事業内容						
所管課名	土木部 監理課			○社会資本整備に関する支援業務 ○社会資本維持管理に関する支援業務 ○災害緊急時における技術協力及び労働者派遣法に基づく技術者の派遣 ○建設技術に関する研究及び開発 ○建設工事に使用する工事用材料の試験、あるいは当該材料を製造する工場の調査 ○社会資本整備や維持管理を担う人材育成のための研修 ○建設産業に関する支援						
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	10,000	100.0							
	合計	10,000	100.0							
役員等数 (名) ※R5.3.31現在		合計	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	その他			
	常勤	2				2				
	非常勤	7					7			
	計	9	0	0	0	2	7			
職員数 (名) ※R5.3.31現在	合計	正規職員	うち県OB	派遣県職員	兼務県職員	非正規職員	うち県OB	その他		
		79	36	0	2	38	4	3		
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高					
			479,213							
今後の関与の方針	○印を記入		○ 現状維持	拡充	縮小	関与廃止				
	その理由	県においては、限られた人員の中で、複雑・多様化する行政需要に的確に対応し、良質な社会資本の整備を進めるためには、設計積算業務など可能なものは外部へ委託し、企画、調整、指導的部門の充実を図る必要がある。 また、災害時や景気対策の補正予算などで年度間の事業量が急激に増減するような場合に機動的かつ弾力的に対応するため、可能な業務は必要に応じ外部へ委託している。 当センターは、このような需要に応え、土木行政の代行・補完的な役割を担う機関であり、また、土木技術職員の不足や技術力の確保が課題となっている市町に対する技術支援や職員研修の実施など、市町土木行政の補完的役割も担っている。 県としての出資継続は今後も必要と考える。								

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5年 3月 31日

団体名	(特) 長崎県道路公社			定款等に定める事業内容						
所管課名	土木部 道路建設課			1. 有料道路(高速自動車国道を除く。)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理 2. 国、地方公共団体等の委託に基づく前号の道路と密接な関連のある道路の管理 3. 有料の自動車駐車場の建設及び管理 4. 有料道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施設の建設及び管理 5. 国、地方公共団体の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究						
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	6,895,000	100.0							
	合計	6,895,000	100.0							
役員等数 (名) ※R5.3.31現在		合計	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	その他			
	常勤	2		2						
	非常勤	3					3			
	計	5	0	2	0	0	3			
職員数 (名) ※R5.3.31現在	合計	正規職員	うち県OB	派遣県職員	兼務県職員	非正規職員	うち県OB	その他		
		9	3	3		3				
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高					
		875	28,184		65,000					
今後の関与の方針	○印を記入		○ 現状維持	拡充	縮小	関与廃止				
	その理由	<p>公社は、県内の幹線道路整備促進を図るため、国の許可を受け、県の道路整備事業の一環として有料道路事業を実施しており、その事業期間が令和17年度までとなっている。</p> <p>有料道路事業は、道路整備特別措置法に基づき公社が実施しているが、地方道路公社法により設立団体の県は一定割合以上の出資をしなければならないことが定められており、事業期間満了時に出資金が返還されるまで、県は公社に対し指導・監督を行うこととしている。</p>								

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5 年 3 月 31 日

団体名	(特) 長崎県住宅供給公社			定款等に定める事業内容														
所管課名	土木部		住宅課		1. 住宅の積立分譲を行うこと。 2. 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 3. 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 4. 市街地において公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 5. 住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 6. 公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 7. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 8. 水面埋立事業を施行すること。 9. 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地において自ら又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。 10. 公営住宅法に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。													
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	6,500	65.0															
	長崎市	2,500	25.0															
	佐世保市	1,000	10.0															
合計	10,000	100.0																
役員等数 (名) ※R5.3.31現在	合計		プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	その他											
	常勤	2			2													
	非常勤	6								6								
	計	8	0	2	0	0				6								
職員数 (名) ※R5.3.31現在	合計		正規職員	うち県OB	派遣県職員	兼務県職員	非正規職員	うち県OB	その他									
	40	8			3		29											
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金		負担金		委託料		貸付金残高		損失補償等残高									
			801,772				1,210,640											
今後の関与の方針	○印を記入		○	現状維持		拡充		縮小		関与廃止								
	その理由		平成17年3月の特定調停の成立以降、当公社は人件費や金利負担の大幅削減等により、これまで黒字基調で経営を続けている。課題である長崎県や住宅金融支援機構への調停成立後の残債務の返済も順調で、令和9年度頃までには一定の目途がつく予定であるが、極力完済年度を前倒しするものとし、引き続き健全な経営を維持できるよう、県としても適切な指導に努めたい。  また、同時期に解散も含めて公社のあり方を再検討することとしている。															

長崎県の出資団体の状況

直近の決算日: 令和 5 年 3 月 31 日

団体名	(特) 長崎県土地開発公社			定款等に定める事業内容				
所管課名	土木部	用地課		公有地の拡大の推進に関する法律第17条に定める次の事業を行う。 ・ 公有地取得事業（土地の先行取得） ・ 土地造成事業（土地の造成に係る公営企業相当事業） ・ 附帯等事業 ・ 関連施設整備事業（公共公用施設の整備） ・ あっせん等事業（土地の取得のあっせん、調査、測量等）				
資本金・基本金等の額 (千円) ※直近の決算日現在	長崎県	50,000	100.0					
	合計	50,000	100.0					
役員等数 (名) ※R5.3.31現在		合計	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	その他	
	常勤	2		2				
	非常勤	6					6	
	計	8	0	2	0	0	6	
職員数 (名) ※R5.3.31現在	合計	正規職員	うち県OB	派遣県職員	兼務県職員	非正規職員	うち県OB	その他
		15	5	3		7		
県財政負担 (千円) ※R4年度	補助金	負担金	委託料	貸付金残高	損失補償等残高			
		1,505		2,200,000				
今後の関与の方針	○印を記入		○ 現状維持	拡充	縮小	関与廃止		
	その理由	・ 土地開発公社は経営改善計画に基づいて、公有地取得事業、土地造成事業、附帯等事業を行っているが、一定の役割が終了したことから、現在実施中の土地造成事業（時津第10工区）の造成及び分譲を令和7年度までに完了させる予定で、その後、令和8年度に出資廃止を行う方針であり、この方針を確実に達成できるよう指導・監督を行う。						